

国産若牛ロゴマーク使用許諾要領

平成20年3月19日制定

一部改正 平成21年2月12日

一部改正 平成28年7月 8日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）が商標登録しているブランド名「国産若牛」（以下「ブランド名」という。）及びロゴマーク（以下「マーク」という。）に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1 目的

国産乳用種牛肉の評価向上を図ることを目的として定められたブランド名及びマークの適正使用のため、この使用基準を定める。

2 マークの使用基準

別添の「ロゴマーク使用マニュアル」のとおりとする。

3 ブランド名及びマークの商標権

- (1) このブランド名及びマークに関する商標権は、全国協会が所有する。
- (2) このブランド名及びマークは、無断で使用すること及び印刷することはできない。
- (3) このブランド名及びマークの使用を全国協会から許諾された者（以下「使用者」という。）は、第三者にブランド名及びマークの使用権を譲渡することはできない。

4 ブランド名及びマークの使用申請及び承認

- (1) ブランド名及びマークの使用を希望する者は、「様式1」により全国協会会長あてに申請しなければならない。
- (2) 全国協会は内容を審査の上、本要領に適合すると認めた申請については、「様式2」により使用許諾書を送付する。
- (3) 全国協会は、ブランド名及びマークの使用許諾に当たって必要に応じて条件をつけることができるものとし、この要領に違反した場合には使用の取り消しを行うことができる。
- (4) 平成18年商標登録に基づいて使用許諾申請をし、承認された団体におかれても、更新申請受理後にブランド名及びマークの使用を希望される場合には、この使用許諾要領に基づき、改めて使用許諾申請を行う。

5 ブランド名及びマークの表示条件

このブランド名及びマークは、下記の条件を満たす牛の肉を販売する際またはこれを宣伝する際に限り表示できるものとする。

- (1) 日本国内で生まれ、日本国内で育った国産の牛であること。
- (2) 品種はホルスタイン種やジャージー種などの「乳用種」であること。
- (3) と畜時の月齢は概ね24ヶ月齢以内の肥育仕向けに育てられた牛であること。

6 ブランド名及びマークに係る協力費

ブランド名及びマークの使用許諾申請に当たって、平成28年6月の商標登録更新申請に協力した者以外の者は、全国協会からの請求に基づき、応分の協力をするとし、金額は30,000円とする。

ただし、ブランド名及びマークの表示に係る経費は、使用者の負担とする。

7 使用者の義務

- (1) ブランド名及びマークの使用者は、関係法規を順守するとともに、商標の機能を損ない、または権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、使用する商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、全国協会に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。
- (3) 使用者は、全国協会から要請がある場合は、ブランド名及びマークの使用実態の報告または使用商品等の提出を行わなければならない。

8 使用期間

更新申請受理後の商標登録の有効期間である平成38年6月2日までとする。

9 施行月日

この要領は、平成20年3月19日から施行する。

10 施行期日

この要領の一部改正は、平成21年2月12日から施行する。

11 施行月日

この要領の一部改正は、平成28年7月8日から施行する。

(様式 2)

ブランド名「国産若牛」及びロゴマーク使用許諾書

平成 年 月 日

申請者 殿

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会会長

平成 年 月 日付けでブランド名「国産若牛」及びロゴマーク使用許諾申請のあったこのことについては、下記の条件により本通知をもって許諾する。

記

1 使用期間

当該使用許諾に係る使用期間は、平成38年6月2日までとする。

2 協力費の金額及び振込先

当該使用許諾に係る協力費の金額は、30,000円とする。

なお、平成 年 月 日までに次の口座に振り込むこと。

- (1) 金融機関名：
- (2) 支店名：
- (3) 預金種類：
- (4) 口座番号：
- (5) 名義人名（フリガナ）：